

奈良県外国人観光客交流館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第十八号

奈良県外国人観光客交流館管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県外国人観光客交流館管理運営規則（平成二十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第六条第一項、第七条及び別表」に改める。

第二条を次のように改める。

（権限の委任）

**第二条** 条例第三条、第四条及び第五条第二項に規定する知事の権限は、交流館の館長（以下「館長」という。）に委任する。

第四条を次のように改める。

（使用の承認の手續）

**第四条** 条例第三条第一項の規定により使用の承認を受けようとする者に係る使用の承認の手續については、館長が定める。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（使用料の納付）

**第五条** 条例第六条第一項の規定による使用料の納付は、前納とする。ただし、館長が必要と認めるときは、後納させることができる。

（特定日における使用料の加算額等）

**第六条** 条例別表に規定する近傍同種の宿泊料金その他の事情を勘案し規則で定める日は、次に掲げる日とする。

一 四月二十九日から五月五日までの日

二 四月一日から五月三十一日まで（前号に掲げる日を除く。）及び十月一日から十

一月三十日までの日（以下「オンシーズン」という。）のうち、次に掲げる日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日の

前日

- 三 オンシーズンのうち、前号ア及びイに掲げる日以外の日
  - 四 一月四日から三月三十一日まで、六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から同月二十八日までの日のうち、第二号ア及びイに掲げる日
- 2 条例別表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- 一 十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び前項第一号に掲げる日 条例別表に掲げる使用料の区分に応じ、当該使用料の額に百分の五十を乗じて得た額
  - 二 前項第二号に掲げる日 条例別表に掲げる使用料の区分に応じ、当該使用料の額に百分の四十を乗じて得た額
  - 三 前項第三号に掲げる日 条例別表に掲げる使用料の区分に応じ、当該使用料の額に百分の三十を乗じて得た額
  - 四 前項第四号に掲げる日 条例別表に掲げる使用料の区分に応じ、当該使用料の額に百分の二十を乗じて得た額

#### 附 則

この規則は、平成二十八年十一月二十七日から施行する。